

○議長（高橋伸二君） 日程第二、議第一号議案ないし議第九十一号議案及び報告第一号ないし報告第六号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。三十六番遠藤隼人君。

〔三十六番 遠藤隼人君登壇〕

○三十六番（遠藤隼人君） 自由民主党・県民会議の遠藤隼人です。トップバッターということで緊張しておりますけれども、しっかりと務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。通告に従い、議長のお許しを頂きましたので、質問させていただきます。

まず初めに、元旦に発災いたしました能登半島地震によりお亡くなりになった方、そして被害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。東日本大震災を経験した我々にできることが何なのか、具体的な例を挙げれば、震災ごみの処理に関しての東松島方式のように、我々だからできるということがあるのだと思います。そういったことを常に考え続けるのが我々の責務なのだろうというふうに思っております。

それでは、以下大綱三点伺ってまいります。

大綱一、病院再編の諸課題について。

県立病院の再編については、令和三年九月に再編の枠組みが示され、協議が開始されてから二年と三か月を経た昨年十二月二十二日に、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合に係る基本合意が取り交わされました。この間、再編に伴う不安や懸念が示され、その都度県の考えが示されてきましたが、いまだに不安や懸念の払拭には至っていないというふうに言えるのではないのでしょうか。昨年十二月、今年一月に開催された住民説明会においても、再編の必要性や経緯に関する質問、説明不足など進め方への不満、救急医療など市内の医療体制への不安など、多くの質疑応答がなされたと報じられています。県のホームページにも質疑と県の考え方が紹介されておりますが、仙台市と市民が特に大きな不安を感じている救急医療の問題、今後も医療需要が増える見通しの仙台市内の医療体制の問題について、お伺いいたします。

まず、救急医療の現状認識と再編の効果についてですが、消防庁が公表した令和五年版救急救助の現状によると、全国的に救急搬送時間は長くなるという傾向が見

られます。我が県は全国の順位四十三位で、前年度よりも低下しております。全国平均と比較して搬送時間が長い状況が続いていると言えると思います。そこで伺いいたします。県では、救急医療の厳しい現状及び課題をどのように認識しておりますでしょうか、最初にお伺いいたします。

次に、仙台医療圏における病院再編の効果として、二〇二一年の十一月議会において私の質問に答弁を頂きましたが、県は救急医療体制の強化を挙げております。仙台市では市内の救急搬送への影響を懸念しており、市民からも同様の懸念が示されています。改めて、救急医療に関する病院再編の効果をどのように考えているのかを、次にお伺いいたします。

次に、新病院が目指す姿に掲げ、また、日赤との基本合意にもあります、断らない救急。この具体的な体制がどのようなものであるのか、また、どのように具体化していくのかを伺います。

また、救急医療の課題と解決策について伺ってまいります。病院再編の効果を十分に発揮するためには、県、市町村、医療関係者、消防など関係者や市民一人一人の役割を明らかにして協力を求めていくことが重要であり、協力を得るためには、理解を得ることが何よりもまず重要であります。県が示す解決策は大きな方向性としてどうであるのかということを含め、救急医療は人命にも関わる重要な医療政策であるため、仙台市や市民からは懸念や不安の声が強く聞かれる状況が続いております。以下、具体の懸念や不安の声に関して、三点お伺いします。

まず、一月二十七日の住民説明会で質問のあった、ウオークインの受皿がなくなるという懸念について、県はどのように考えていますでしょうか、お伺いいたします。

次に、仙台市内の令和四年の救急出動は六万件を超える。その増加傾向の中、搬送困難事案も多く発生している中、移転が不安であるという指摘があります。この点についての県の認識はいかがでしょうか。

また、仙台市では、仙台市医療政策基本方針を策定するに当たり、中間案を昨年十二月からパブリックコメントを実施しております。その中では、応需率が五二・七％と低下傾向にあるとのことでありあります。そこで伺いますが、応需率の低下傾向に対する受け止め、応需率の回復策をどのように考えているのかお伺いします。

次に、今日九日、仙台市から協議案が県に提出され、了承されたというふうに伺いました。協議案では、救急や周産期、精神医療への影響などを主な項目とするそうでありますが、県と仙台市の果たすべき役割、そして連携の在り方について、どのように考えるのかお答えください。

次に、医療需要の見通し、そして病床の不足の懸念対策であります。仙台市は、高齢化が進む中で市内の医療需要が増加し、市内の病院が市外に移転することに、大変大きな懸念、そして不安を示しております。県が住民説明会で示した資料によると、課題として、いわゆる急性期が過剰で回復期が不足しているということ、市内の病院の病床稼働率は七割前後と低い状況にあるということが示されております。医療現場の実情を踏まえながら、県が長期展望も含めて方向性を示していくことは、市民の不安解消のためにも当然必要であるというふうに考えますが、医療需要と病床の機能や規模の過不足について、県の認識はどうでしょうか、お伺いします。

次に、仙台市が実施した市内の病院へのアンケートでは、救急患者の転院先の病床に空きがないという回答が四割強。県の受け止めはどうでしょうか。また、不足感への対策も併せてお伺いいたします。

県では、今年度、第八次地域医療計画を取りまとめたところであり、現状の地域医療構想は二〇二五年に向けて策定され、今後、仙台医療圏の医療需要のピークとされる二〇四〇年を見据えて、次期地域医療構想の策定に取り組むことが見込まれます。このような中で、伺いますが、県内で唯一医療需要のピークを今後迎えていく仙台医療圏において、高齢化に伴う医療需要の変化や今後の需要に対応できる病床をどのように確保していくのか、お伺いいたします。

今後の持続可能な医療体制の確保のため必要であると県が主張しております、病院再編。真に実りあるものとするためには、言うまでもなく、県と仙台市との連携が重要であります。その取組は、市民の不安となっている様々な課題解決にも、当然不可欠と言えます。このような中で、仙台市長から二月九日、協議の申入れがなされたそうでありますので、この点についてお伺いいたしますが、仙台市からの協議要請を問題解決に生かすべきであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、にも包括についてお伺いします。

今回の当初予算において、このにも包括推進事業予算としては、今年度は百六十万円程度でしたが、今回四千九百二十万四千円の予算が上がっております。更に令和五年度二月補正においては、今後のにも包括推進事業に充当するため、社会福祉基金に積立てを十億円計上し、今後五年間で年間二億円程度の精神保健福祉施策の充実に必要な事業に充てる予定であるとお伺いしました。そこで伺いますが、この大幅に増やす予算によって、具体的にどのような対策が見込まれるのかをお伺いいたします。

大綱二、県民を守る警察行政について。

前段で述べましたとおりですが、我が県としても、能登半島地震に支援のための職員等の派遣を頂いており、敬意と感謝を申し上げます。宮城県警としても、一月四日の警察広域緊急救助隊五十八名を皮切りに、特別機動捜査隊、緊急災害整備隊、広域警察航空隊、特別自動車警ら部隊、特別生活安全部隊などを派遣しており、既に延べ二百五十名に派遣数が上ると伺っております。東日本大震災の際には、多くの都道府県の警察車両が我が県民を守るためにいてくださった。この光景を、昨日のこのように思い出します。今こそ恩返しのとくと御奮闘いただきますように、よろしく願いいたします。

まずお伺いしたいのは、今月一日に、仙台市若林区沖野において、殺人未遂の疑いで全国に指名手配されていた暴力団幹部の男を逮捕した件についてです。このニュースを目にしたとき真っ先に思いましたが、逮捕の際に、一般の皆様は何の被害もなく身柄を確保できたということに安堵いたしました。そもそもこの男の容疑は、二〇二〇年九月二十八日、長野県宮田村において、当時四十八歳の男性が脇腹を拳銃で撃たれ、この事件の容疑者であったということでもあります。突入の際には、事件の凶器である拳銃を所持している可能性が当然あったと思いますし、立てこもり等に発展せずに逮捕できたこと、宮城県警、長野県警、愛知県警の働きに、感謝と敬意を申し上げます。そこで伺いますが、この一連の捜査や逮捕について、広域捜査や一般住民に被害を出さないための配慮や苦勞など、話せる範囲で結構ですが、警察本部長の所感をお伺いいたします。

次に、現在我が県においてその件数や被害額が最も顕著に増加している犯罪は、特殊詐欺であります。実際に、私の携帯電話のショートメールやEメールのアドレスにも、大手カード会社や銀行、大手放送局をかたり、毎日何かしらの詐欺メールが届きます。

いつの頃から、このように日常に犯罪者からの危険な魔の手が入り込んでくる国、県になってしまったのか。ちょうど我々子育て世代の最近の話題は、子供たちにいつ携帯電話を持たせるかなどの会話の際も、電話を持たば常に犯罪者からの直接のあの手この手の詐欺の勧誘に子供もさらされるリスクを考えると、親がこの犯罪へのリテラシーを子供たちに教育していくとともに、教育現場や行政、警察が監視を強め、子供たち、高齢者の皆様を守る努力は不断であるべきと考えます。そもそも特殊詐欺といえ、現在、手口について十種類に分類がなされております。初期の間は、いわゆるオレオレ詐欺。

親族を装い、現金の引渡しや口座への振り込みを要求してくるといふ単純なものでした。また、ほかに、還付金詐欺と呼ばれる、自治体職員を名のり還付金・給付金・過払い金の受け取りを指示してくる手口。キャッシュカード詐欺等は、警察官や銀行協会の職員を名のり通帳やキャッシュカードをだまし取り、不正に利用しようとするもの。架空料金請求詐欺、これは事業者や裁判所を名のり手紙・メール・SNSで架空の料金を請求し、最近では電子マネーの要求をする手口が増えていきます。融資保証詐欺、実際には融資はしないが、簡単に融資を受けられる、そう信じだませ保証金をだまし取る手口です。金融商品詐欺、価値がない未公開株や高価な物品等について、購入すればもうかると信じだませ、購入代金をだまし取る手口。ギャンブル詐欺は、パチンコの打ち子募集などとうたい、会員登録を申し込んできた人に対し、登録料や情報料として金銭をだまし取る手口です。交際あっせん詐欺、女性紹介と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、申込みをした人に会員登録料や保証金として金銭をだまし取る手口。そのほかの特殊詐欺、これを含め以上十種類が、ごく簡単に言えば特殊詐欺であります。ここで我が県の過去十年間の被害状況に目を移すと、平成二十七年、県内被害額はピークの十億三千五百五十三万円でありました。その後、減少を続け、令和元年には二億八千二百二十二万円、最小の被害額にとどまりました。しかし令和二年には、この被害額は前年比四十四万円増、令和三年には前年比一億五千八百八十八万円増、令和四年には六千六百三十三万円増、そして直近の令和五年においては、実に被害総額九億七千四百七十八万円、前年比四億六千八百九十二万円の増です。約二倍となっている現状があります。その中でも昨年の被害の詐欺手口の主な分類、宮城県内の主な分類に目を移すと、オレオレ詐欺が三十二件、一億三千三十八万円、預貯金詐欺二十件、五千三百二十五万円、架空料金詐欺百六十九

件、三億千五百六万円、還付金詐欺五十一件、五千四百三十九万円。金融商品詐欺三十五件、三億六千七百六十一万円などとなっております。俗に言うルフィ事件により、海外の特殊詐欺グループの摘発後に、手口が変化してきています。オレオレ詐欺や預貯金詐欺等が減少傾向にある一方で、我が県においても被害が最も顕著であるのは金融商品詐欺、そして架空請求詐欺であります。令和四年には被害がなかったにもかかわらず、全体の被害額を大きく押し上げています。このことに私は強い危機感を持っています。それは一件一件の被害額が高いということもありますが、一番は、これまで特殊詐欺の被害者といえば圧倒的に六十五歳以上の高齢者の皆様が多かったですが、現在被害の多い手口では、例えば投資詐欺や、パソコンにウイルス感染しましたと虚偽の情報を送りつけて金銭を巻き上げるパソコンサポート詐欺であったり、ロマンス詐欺の被害者は、今までの被害者層の高齢者の皆様のみならず、だんだんと世代が若くなっているということがあります。これは、今まで被害者イコール高齢者の皆様であるという形で対策をしてきた経緯を覆すおそれのある、大きな変化であります。そこで伺いますが、これまで私が何度も取り上げてまいりましたが、固定電話への撃退装置の補助事業に関しては、本年度も予算が増額されております。全国の特種詐欺被害が増えている中でも、第一次接触に使われるのが固定電話である手口においての被害件数が、令和四年には百四十六件あったものが、令和五年には七十七件となり、四七％の減。被害額は三億九十四万円から二億千二百四十五万円となり、二九％の減。このように、事実として固定電話からの被害は減っているという現状があります。全体が増えているのに。この現状を鑑みるに、極めて有効な対策であると思われれます。昨年度においても、当初予算と九月補正予算で今年度と同等の予算額であり、かなり早い段階で予算が足らなくなったと私は認識しております。つまりは、まだまだ未設置の世帯が多いということを示しており、前段で述べたとおりであります。被害件数、被害額が増加し続ける中、県民の大切な財産が犯罪組織に直接奪われてしまう、これが特殊詐欺であります。この現状を変える必要があります。そこで伺いますが、予算が足りない現状を打破するために十分な予算を獲得し、より強力に特殊詐欺電話撃退装置の設置を推進していくべきと考えますが、本部長の所感をお伺いいたします。

次に、これまでは不審な動きをする高齢者の皆様へのコンビニ店員の皆さんや銀行

員の皆様のお声がけで、未然に被害を防ぐこともできました。高齢者でなくとも、電話をしながらATMを操作しているような方に対する根本的な対策があれば、お伺いします。やはり被害に遭ってしまったから金銭を取り返すということは大変難しいというふうに伺っております。未然にどう防いでいくのか、そのことにどのような広報が必要であるのか、高齢者の方向けだけでないその方法が必要であると考えますし、現在のように多くの犯罪が起こると、限りある警察官の人員の中で捜査に手が回りづらくなることも想像に難くありません。

次に、サイバー関連について伺います。

つい先日、外務省のシステムに中国がサイバー攻撃を行い、公電を含む大規模な情報が漏えいしていたとの大々的な報道がありました。二〇二〇年にアメリカ政府から警告があり、公文書の中でも特に秘匿性が重要な公電のシステムが破られたことに、衝撃が広まっています。外務省、防衛省、警察庁、公安調査庁内閣情報調査室の五機関は、システムを点検し、脆弱性のあるプログラムを改善するとしています。また、令和四年十月には、警察庁において、北朝鮮の下部組織とされるラザルスと称されるサイバー攻撃グループによる、暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃についての注意喚起がなされております。ラザルスが暗号資産関連企業及び取引所を標的として、標的企業の幹部を装ったフィッシングメールに従業員に送ったり、虚偽のアカウントを用い、SNSで取引を装い標的企業の従業員に接近するなどしてマルウェアをダウンロードさせ、それを足がかりにネットワークにアクセスするソーシャルエンジニアリングを手段とするものが確認されているとしています。国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会に提出された年次報告書によれば、二〇一七年から二〇二三年に、計約四千四百億円相当の被害が出た暗号資産関連企業に対する五十八件のサイバー攻撃に、北朝鮮が関与した疑いがあるということ。更に、その資金が核開発に充てられているというふうに分析されております。このような社会情勢を鑑みるに、世界共通にこの対策が急がれております。この部分をよく考えたとき、内閣サイバーセキュリティセンターによれば、重要インフラが十四種類指定されております。情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電気、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油が該当します。このことを我が県に当てはめたとき、もちろん直接にこのサイバー犯罪と対峙していく

のは警察であります。さきに挙げた重要インフラの中で、水道は県の所管でもありません。どのように警察と連携をしながら、サイバー犯罪の恐怖から県民生活を守っていくのかをお伺いいたします。

次に、昨年条例改正を行いました、犯罪被害者支援条例についてお伺いします。

我が県では二〇〇三年に、全国初でこの犯罪被害者支援条例を制定していました。しかし、二十年がたち時代に合わなくなってきたこと、また、二次被害を防ぐために転居、転職、経済的支援を中長期的に目指すため、伴走型での支援を可能とするために、中山座長を中心に、私もメンバーとして、立ち上げからこの改正に取り組みさせていただきました。この議場に戻ってくるのができるか分かりませんでしたので、選挙の直前、十月議会で改正できたこと、安堵したことを今も覚えております。所管は、それにより知事部局に移ったわけです。今後も警察と力を合わせ対応に当たっていただきたいというふうに思います。警察庁によって昨年八月から開催してきた有識者会議において、今月の五日、犯罪被害者等給付金の支給額を大幅に引上げするという骨子案が示されました。支給額を最低一千万円まで引き上げることです。犯罪をなくすということが私の議員としての目標であります。そのことと同じく大切な、被害者、そして被害遺族に優しい国・地域への第一歩であります。そこで伺います。我が県において昨年、犯罪被害者支援条例が改正され、見舞金を含め、どのように傷ついた被害者を守り、伴走型に支援を行っていくのかをお答えください。

大綱三、我が県の農業について。

二〇二五年二月に更新を迎える池袋のアンテナショップの不動産賃貸借契約を更新しないという方針を、県は打ち出しました。開店から十八年、私も当選直後に視察に行かせていただいたことを思い出しますが、延べ千二百六十万人の集客や延べ八十億円の売上げを上げた、まさに首都圏にいながらにして宮城県の物産を手を取っていただくの中核をこれまでなしてきたということは、疑いようもありません。その閉店理由は、消費行動の変化に対応した新しい県産品のPRに移行することや、入居ビルの賃料が高額であることとの説明でありました。この報道を受けて、仙台出身のお笑いコンビ、サンドウィッチマンの二人が存続を訴えるなど、大きな話題となりました。この閉店の反響の大きさに、これまでアンテナショップを運営してきた宮城県物産振興協会は、都内

の別の場所で存続できないか検討しているということでありました。この結論を出す前に開催された首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会の資料に目を通すと、今後想定される施策の事業費や効果見込みがありました。OMO方式の物産展、ショップインショップ型、スーパーやセレクトショップにおける首都圏テストマーケティング、ECモール内の特設ページ、公民連携型アンテナショップ等々。そこで伺いますが、この中核をなしてきたアンテナショップを閉店することに、さきに述べたように、生産者の皆様をはじめ芸能界などからも不安の声が上がっていることは事実であります。ネットで売れるから店舗は要らない、そういつても、知名度がある、例えば牛タンや萩の月のようなものしか売れなくなるんじゃないか、そういう不安の声が、生産者の皆様から私のもとにも届いております。そこで伺いします。アンテナショップを閉じても、県産品の首都圏や全国における販路をどのように担保し拡大を図っていくのか、具体的にお答えください。

私自身、農家の皆様と意見交換をしたときに必ず伺いするのは、担い手の問題です。現状自分が食っていけないのに、子供たちに農家を継いでほしいなんて言えるわけがない、そのような声を頂きます。コロナ禍により世界規模での流通が止まったとき、そしてロシアによるウクライナ侵攻により流通や物価高騰に大きな影響が及び、我々は本気で、日本の食料自給率の低さや、米以外の食品が輸入に依存する危険な現状への危機感を高めてまいりました。そこで、我が県においての担い手対策は、今後どのように推進していくのかをお伺いします。

最後に、我が県の農業を守る取組として、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画において、園芸産出額を令和十二年には六百二十億円という目標を立てて取り組んでいます。過日地元紙にも報道があったように、例えばポテトチップスの原料となるジャガイモの生産量は二〇〇二年の一ヘクタールから、二〇二三年には約九十倍の九十二・七ヘクタールになっているというところであります。主には東松島市、登米市、美里町で栽培され、ポテトチップスに加工されています。その推進が進んだ背景は、産地の収穫時期を分散させたい企業の思惑と、稲作からの転作を推進したい県との方向性が一致したということもいい材料になったのだと思いますが、収穫時期は、北海道が八月下旬から十月の下旬、関東は六月上旬から八月上旬、九州が五月上旬から七月下旬となってお

り、それに対し、宮城県は七月中旬から八月の中旬ということで収穫のピークを迎えることから、ちょうど空白の期間を埋めることができます。実際に、十アール当たりの所得は水稲が一万千円に対し、ジャガイモは四万九千円で、その収益性は格段に高いと言えますので、すばらしい取組であると思いますが、この園芸への転換にせよ、担い手の確保にせよ、これから我が県の取り組むべき農業を守り発展させるための政策としては、販路の確保であると思います。これまでとは違い、この部分まで含め責任を持ち県として進めるべきではありますが、この部分について今後どのように取り組むのかをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 遠藤隼人議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、病院再編の課題についての御質問にお答えいたします。

初めに、仙台市からの協議要請を課題解決に生かすべきとのお尋ねにお答えいたします。

今日九日、仙台市長から病院再編に係る協議を要請されたところであり、救急医療や周産期医療など、仙台医療圏における政策医療に関する影響や、現在の病院周辺地域への影響などについて、今後協議してまいります。協議の中では、新病院の規模や機能などの検討状況を踏まえ、病院再編の効果について改めて分析を行うとともに、増加する救急搬送への対応及び医療機関の役割分担や後方病院との連携強化など、病院再編だけでは解決できない救急医療の課題等も併せて協議を行うほか、これを契機として、将来を見据えた持続可能な医療提供体制の確保に向けて、仙台市と協力して取り組んでまいります。県といたしましては、これまでも病院再編に係る情報や仙台市からの懸念については随時お答えしてきたところではありますが、今回、協議項目を仙台市から提示いただいたことで、より一層理解を深めていただけるものと期待しております。市の担当部局としっかり協議するよう、部長に指示をしたところでございます。

次に、にも包括推進事業の大幅増額についての御質問にお答えいたします。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、いわゆるにも包括は、日常生活圏域を基本に市町村を中心として取組を進めるとともに、個別支援の積み重ねに伴い明らかになる地域課題について、保健・医療・福祉関係者等による協議の場で議論し、解決する継続的な取組が必要であります。来年度当初予算で拡充する事業では、県レベルで課題となってきたにも包括への理解を広げるための普及啓発や、ピアサポート活動への支援、入院者訪問支援を新たに実施するとともに、仙台・仙南圏域の保健福祉事務所にコールディネーターを配置するなど、市町村を支援する体制を強化いたします。更に、五年程度の期間をかけて、人材育成や、精神障害にも対応するグループホーム、デイケア、訪問看護等の基盤整備など、地域課題解決に向けた取組を集中的に実施し、県内全域におけるにも包括の取組を進め、精神保健福祉の充実を図ってまいります。

次に、大綱二点目、県民を守る警察行政についての御質問のうち、犯罪被害者等への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

精神的にも経済的にも苦しい立場に置かれている犯罪被害者及びその御家族が、平穏な生活を取り戻せるよう支援をしていくことは大変重要であり、昨年の九月県議会で議員提案により改正された犯罪被害者等支援条例を踏まえて、支援策を推進してまいります。県では、これまでも犯罪被害者等の相談窓口の設置や、性暴力被害相談支援センター宮城を通じてワンストップでの相談支援を行うなど、被害に遭われた方々へ寄り添った支援を行ってきたところではありますが、今年四月から、被害者一人当たり遺族見舞金三十万円、重傷病見舞金十万円を支給する犯罪被害者等見舞金制度を創設します。また、性暴力被害者等へのカウンセリング提供回数の上限を撤廃するとともに、医師、看護師、公認心理師等への研修会を新たに開催し、理解や情報共有を図るなど、犯罪被害者等に一層寄り添った支援を行ってまいります。

次に、大綱三点目、我が県の農業についての御質問のうち、アンテナショップ閉店後の首都圏等への販路拡大策についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年一月から十月にかけて開催した首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会では、今後の物産振興施策について、食品を販売する際の対面でのコミュニケーションの重要性や、人口減少下における新規顧客開拓の必要性、急速な社会環境の変化に柔軟に対応できる施策展開の必要性などの御意見を頂きました。県では、このような御意見を踏ま

え、今後、より多くの消費者の目に触れる機会を創出し、リアルとデジタル双方の手法を生かすことで、県産品の販路拡大、新規顧客獲得を支援することを考えております。具体的には、大都市圏における試食を通じてECサイトへ誘導する取組のほか、小売店の一部を借りた県産品の常設販売やテストマーケティング等の事業を想定しておりますが、今後、懇話会において御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱二点目、県民を守る警察行政についての御質問のうち、水道へのサイバー攻撃についてのお尋ねにお答えいたします。

水道は、その機能が停止、低下または利用不可能な状態に陥った場合に、国民生活や社会経済活動に多大なる影響を及ぼす恐れが生じる重要インフラに特定されています。水道施設がサイバー攻撃を受けた事例としては、インターネット回線を介したリモートアクセスによって、令和元年に長野県内の市町村で水道関連データが改ざんされたものや、令和三年にアメリカフロリダ州で不正な遠隔操作が行われたもののほか、年間数件の事案が国に報告されております。企業局における水道用水供給のための監視制御システムについては、インターネット回線から分離した単独のシステム構築、システムの認証機能の確保、安置ウイルスソフトの導入及び入退室が制限できる場所への制御装置の設置など、国から示されたサイバーセキュリティ対策に沿った、必要な措置を講じているところです。県では、警察や重要インフラ事業者等で構成する宮城県サイバーセキュリティ協議会において情報共有を図っておりますが、引き続き警察と連携しながら、対策を強化してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、病院再編の課題についての御質問のうち、救急医療の厳しい現状と課題についてのお尋ねにお答えいたします。

令和四年の県内の救急搬送件数は、平成二十二年に比べ、高齢者を中心に約二万三千件、約三割増加し、約十万五千件となっており、また、搬送時間が全国的にも顕著に長い上に、仙台周辺地域で特に長いことが大きな課題であります。救急医療資源に限りがある中で、このように厳しい現状にあることに加え、今後は、高齢化の進展や医師の働き方改革を踏まえた対応も必要になるものと認識しております。県救急医療協議会等においては、救急科専門医などの人材の充実、かかりつけ医や救急電話相談の普及啓発による医療機関の負担軽減や、円滑な救急受入れ体制の構築などが、救急医療体制充実に向けた課題として指摘されておりますが、これと併せて、病院再編により県全体のバランスの取れた救急受入れ機関の配置と能力の向上を実現することが、課題解決に必要と考えております。

次に、救急医療に関する病院再編の効果についての御質問にお答えいたします。

令和四年における仙台医療圏の救急搬送約七万一千件のうち、おおむね二百件以上の救急搬送を受け入れる主要病院への搬送約六万七千件を分析すると、名取市消防本部では七割超の約二千五百件を、黒川地域消防本部では八割超の約二千件を仙台市内の医療機関に搬送しており、新たな拠点病院が富谷市、名取市に整備されることで、これらの搬送時間の短縮とともに、仙台市内での救急受入れ負担の緩和につながるものと考えております。なお、病院移転後においても仙台市内の医療機関に搬送されるとの懸念の声がありますが、救急搬送の約九割は中等症以下の患者であり、新病院において各診療科の常勤医確保や後方病院との連携などにより受入れ体制を強化し、断らない二次救急を実現することで、確実な重症患者の受入れのほか、相当数の中等症以下の患者の受入れも可能となり、結果として、仙台市内の救急医療機関の負担軽減につながるものと考えております。

次に、断らない救急の具体的体制や具体化についての御質問にお答えいたします。

県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合に向けた基本合意書に掲げた断らない二次救急とは、救急の受入れ要請に対して二十四時間三百六十五日対応するため、各診療科の常勤医確保や病院内での救急医療に対する意識醸成など、院内体制の整備を進めるとともに、地域において課題となっている各医療機関との役割分担や後方病院との連携強化により、円滑な救急受入れ体制の構築を目指すものであります。そのため、二病院

の統合を行うことで、総合病院としての救急対応能力の向上を図るとともに、適切な立地による受入れや医療連携の円滑化、更には、救急医療を支える医療従事者に魅力のある病院の実現を目指すものであります。現在、新病院の診療科の規模や機能などの検討を行っているところであり、県といたしましても、断らない二次救急の実現に向けて、関係機関と連携し、具体的な体制や取組の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ウオークインの受皿がなくなるとの懸念に対する考えについての御質問にお答えいたします。

再編の対象となっている東北労災病院と仙台赤十字病院については、救急車を利用せずに自ら救急外来を直接受診する、いわゆるウオークイン患者の受診先がなくなるとの懸念の声を地域説明会で頂きました。ウオークインについては、その対応に負担を感じる医療機関が多い一方で、仙台市で実施する病院群当番制事業では、ウオークイン受診から入院に至る割合は約一割と、その多くが軽症患者であるという実態です。県いたしましたしでは、救急医療資源の適正利用と軽症患者の不安解消につながるよう、住民に身近なかかりつけ医の普及啓発のほか、おとな救急電話相談及びこども夜間安心コールの普及啓発や充実について、仙台市と連携して推進しております。また、仙台市では、初期救急体制として、歯科一施設を含め市内四か所の急患センター等により、時間外や休日の診療ニーズにも対応しているところであります。

次に、救急出動件数の増加や多数の搬送困難事案発生を受けた、移転への不安の声に対する認識についての御質問にお答えいたします。

令和四年における仙台消防局の救急搬送件数の約六割、約二万八千件が高齢者であり、他方で、約四割の一万八千件は軽症患者となっております。県といたしましては、増加する高齢の軽症患者の方々が必要以上に救急医療機関の負担となることのないよう、住民に身近なかかりつけ医の普及啓発のほか、おとな救急電話相談の普及啓発や充実、医療と介護福祉分野が連携した地域包括ケアシステムの体制構築が喫緊の課題であり、仙台市と協力して推進してまいります。また、搬送困難事案については、九割以上を中等症及び軽症が占める状況にあり、その内訳は、症状等が不明確な事案や高齢者で複数の疾患を抱える事案の割合が高くなっております。これらについても、再編による新病院が受入れ体制を強化し、断らない二次救急を実現することで、搬送困難事案にもより

確実に対応できるものと考えております。なお、搬送時間や搬送困難事案の増加への対応については、医療機関の役割分担や後方病院との連携強化が重要であると関係者や専門家からも指摘されており、病院再編と併せて、円滑な転院等の病院間の連携体制の構築を仙台市とともに目指してまいりたいと考えております。

次に、応需率低下への受け止めと対策についての御質問にお答えいたします。

応需率の低下については、新型コロナウイルス感染症の影響による医療現場の逼迫も背景にあつたと認識しておりますが、医療機関で受入れを断る理由として、主訴・主傷病に対応できる専門医師の不在のほか、患者対応中の場合や空床がないことなどが多い状況です。仙台市医療施策基本方針中間案の中で整理されている現状及び課題については、これまで県救急医療協議会等における関係者の意見と共通する課題と受け止めております。県といたしましては、救急科専門医及び総合診療医の養成・配置により専門医師の不在を解消するほか、後方病院との連携強化や、地域包括ケアシステムとの連携による円滑な救急受入れ体制の構築により空床を確保し、今年六月からの診療報酬改定を踏まえ、高齢の救急患者に対応する機能を備えた病床の充実を図るなど、応需率の改善に努めてまいります。

次に、県と仙台市の果たすべき役割と連携の在り方についての御質問にお答えいたします。

救急医療体制の充実に当たり、県は、医療圏単位の広域調整をはじめ、医療機関の役割分担の明確化、機能転換を通じた回復期病院の質と量の充実や、救急科専門医及び総合診療医の養成・配置等に取り組み、仙台市は休日・夜間急患センター等の初期救急医療体制の整備、病院群当番制事業の実施や地域包括ケアの推進等に取り組みものと認識しております。県と仙台市の連携に当たっては、それぞれが救急医療体制に係る認識や課題を共有し、役割に応じて施策を実施していくことが重要と認識しており、今回の仙台市からの協議要請を受けて、市としっかり協議を行い、具体策を打ち出してまいります。

次に、医療需要等に対する県の認識についての御質問にお答えいたします。

仙台医療圏における病床の総数は、地域医療構想において示されている二〇二五年の必要量約一万三千床をほぼ満たす状況となっております。一方、機能別の状況では、

急性期から回復期へ、更には、地域の生活に移行する過程において、患者の流れについて目詰まり感の指摘が急性期の病院を中心に寄せられております。県といたしましては、地域完結型の医療を目指す観点から、急性期から在宅までの切れ目のない医療提供体制の実現に向けて、必要な機能別病床数の確保に引き続き取り組んでまいります。

次に、救急患者の転院先の病床に空きがないことへの受け止めと対策についての御質問にお答えいたします。

急性期の病院で治療を受けた救急患者の回復期病院への転院が滞る要因としては、回復期側の診療体制や、転院後に患者の容体が急変した際の急性期の病院側の支援が不足していることにあると認識しております。県といたしましては、既に大崎地域などで進められている転院の円滑化に向けた取組を参考にしながら、退院調整機能の強化や後方支援を担う病院への支援の見直しを検討するなど、二次救急医療機関の受入れ体制充実に向けた取組を仙台市と協力して進めてまいります。なお、国では、今年六月からの診療報酬改定において、新たに高齢の救急患者の受皿となる病棟の評価や、連携する病院への転院搬送に対する評価がなされる予定であり、県といたしましても、病院の機能転換を通じ、回復期病院の質と量の充実につながるよう、支援に取り組んでまいります。次に、高齢化に伴う医療需要についての御質問にお答えいたします。

仙台医療圏における医療機能の分析結果では、高齢化に伴い、急性期病床の需要は先行して減少に転じる一方、回復期病床の需要は増加する見込みです。このため、医療体制の整備に当たっては、二〇二六年からの次期地域医療構想における必要病床数の議論の推移を注視するとともに、今後、必要性を増す回復期機能を確保するため、稼働率の向上など、既存病床を効率的・効果的に活用する取組が重要であると考えております。加えて、公立・公的病院においては、公立病院経営強化プラン等を通じ、病院の今後の役割について、地域医療構想調整会議で了解を得たところであり、今後、仙台医療圏の病床の八割を占める民間医療機関の役割や機能の明確化が課題となっております。県といたしましては、将来の医療需要を踏まえ、その地域におけるバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、我が県の農業についての御質問のうち、担い手対策についてのお尋ねにお答えいたします。

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、我が県の農業の持続的な発展を図っていくためには、新規就農者を確保・育成していくとともに、農業経営の安定化・高度化を進めていくことが重要であると認識しております。このため県では、新規就農者の確保・育成に向けて、農業大学校での次世代の人材育成に加え、関係機関と連携し、定期的な就農相談会の開催や就農に向けた研修資金等の交付、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援しております。また、農業経営の安定化・高度化に向けては、アグリテックを活用した生産性の向上や省力化を進めるとともに、専門家も活用しながら経営の法人化や円滑な事業継承など、農業経営の基盤強化に取り組んでおります。更には、規模の大小にかかわらず、意欲ある経営体の生産体制の整備を図るなど、地域農業を支える多様な人材の活躍を支援しているところです。食料安全保障の観点からも、農業生産の増大と地域農業の維持・発展を図ることが重要であることから、県といたしましては、今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、もうける農業への取組を進めるとともに、次世代を担う人材の確保・育成に努めてまいります。

次に、販路確保の取組についての御質問にお答えいたします。

我が県の農業を守り発展させていくためには、実需者ニーズを捉えた販路を確保した上で、園芸産地を拡大していくことが重要であると認識しております。そのため県では、実需者ニーズに応じて生産、加工、販売に関わる事業者が連携しながら、生産の効率化や付加価値の向上、収益の確保などのメリットを生み出すサプライチェーンの構築を支援してまいりました。その結果、ポテトチップスに利用するバレイシヨのほか、海外需要と結びついたサツマイモ、正月飾りに使われる枝もの用クロマツ、ずんだや総菜に用いる枝豆などのサプライチェーンが構築され、産地形成が図られているところです。県といたしましては、今後も様々な実需者と意見交換の場を設けながら、販路を確保することで、新しい品目の産地づくりを進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱二点目、県民を守る警察行政についての御質問のうち、広域捜査や一般住民に被害を出さないための配慮や苦勞などについてのお尋ねにお答えします。

今月一日、長野県警察等と協力して逮捕した指定暴力団幹部の男につきましては、警察庁が指定する、拳銃を使用した殺人未遂事件の重要指名手配被疑者であり、全国警察が最重要事項の一つとして、その行方を追っていた者です。検挙活動の際、拳銃を使用し反撃してくる可能性の高い凶悪事件被疑者であり、県民の皆様にも重大な危害を及ぼしかねない状況にありました。付近住民を安全な場所へ避難誘導させながら、多数の警察官を投入し、深夜に及ぶ、組織の総力を挙げた捜査活動により、被疑者を含め一人のけが人を出すこともなく、検挙に至ることができました。県警察といたしましては、今後とも我が県の治安維持を全うできるように向き合いたいと考えております。

次に、特殊詐欺電話撃退装置設置推進についての御質問にお答えいたします。

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付事業は、悪質で卑劣な犯罪である特殊詐欺の被害防止対策に極めて有効であると認識しています。これまで同装置を設置して被害に遭ったケースはほとんどなく、設置した方々からは不審電話が減って安心したなどとの声を頂いていることから、創設当初から拡充を続け、来年度については、当初予算より年度内に確実に補助金を交付できる九百件に拡充することとしています。なお、本事業については、今後の申請状況、被害手口、被害対象の推移などを考慮の上、更なる拡充について検討してまいります。また、これまで県警察の働きかけにより、八自治体が補助金交付事業を実施していますが、同種事業の創設を前向きに検討している自治体があり、引き続き、働きかけを強化するなど、効果的な被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、特殊詐欺被害を未然に防ぐための、高齢者以外にも有効な根本的な対策についての御質問にお答えいたします。

特殊詐欺の被害防止を図る上で、犯人側への被害金の振込を防ぐ対策は重要であり、利用者にATMで電話させないようにすることが特に有効であると認識しています。県警察では来年度、ATMで電話している人に反応して電話をやめるよう注意を促す機能

を持つ機材及び音波によりATM付近での通話を妨害する機能を持つ機材を金融機関に貸与し、これらを設置することにより、電話をさせない環境づくりを促進する取組を行うこととしています。また、対策の基本となる広報活動に関しては、関係機関等と連携し、幅広く県民の皆様にも強く訴えかけるよう努めております。県警察といたしましては、機材の普及を図りつつ、より効果的な対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十六番遠藤隼人君。

○三十六番（遠藤隼人君） ありがとうございます。では再質問させていただきます。

まず、病院再編についての諸課題についてであります。二年三か月という期間が過ぎました。県においてこの政策を打ち出してからであります。その中において、この基本合意がなされ、そして断らない救急という言葉もあります。これまで二年三か月の間の変遷があり、いろいろな御意見、知事に対して、強引ではないのかとか、そういった意見も知事のところへ直接届いているというふうに思いますが、その辺りは重く受け止めていただきながら、今、基本合意がなされたわけですから、やるべきことというのは、基本的に、この断らない救急であったり、この施策によりどのような効果が見込まれる、そういった具体的な事例とか施策を発信していくことが、次の段階として必要なのだというふうに思います。そういった観点において、壇上でいろいろお伺いをさせていただきました。より具体的に、こういったこと、県民、市民の皆様にも提示していく。そして仙台市との連携、このことに関しては、やはり仙台市選出の県議会議員としても、この部分はぜひお願いさせていただかないと、どうしようもないなというふうに思っております。その中で、今朝の地元紙の報道にもありましたけれど、事務レベルの協議があしたから始まるということでありました。二年三か月経て、まあ第一歩のかなというふうに思います。その部分について、知事の御所見というか、思いですね、お伺いできればと思います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 基本合意になりましたので、日赤さんとがんセンターについては、かなり具体的にこれから話を詰めていくこととなります。今までは日赤のほうから許可が出ない限り一切情報は出せなかったのですけれども、今後は住民説明会なども積

極的に日赤のほうから説明に行くというようなお話も頂いております。今後、病床数は四百床というのは大体大きく出したのですけれども、具体的な診療科目であったり、スタッフの人数とか、そういったようなものが今後出てまいりますので、より詳細に詰めていけるといふふうに思います。その都度、今まで仙台市さんがいろいろ疑問があつて、こちらも答えていたのですけれど、なかなか議論がかみ合わなかったのですが、同じテーブルに着いて協議しようということをお仙台市さんのほうから申入れしていただきましたので、明日から担当者同士で具体的に詰めていって、そしてそのうち副知事・副市長、知事・市長といったような形でだんだん上げていって、話を詰めていければなというふうに思っております。私からも郡市長には、ありがとうございますということをこの間申し上げた次第でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十六番遠藤隼人君。

○三十六番（遠藤隼人君） ぜひよろしく願ひします。

すいません、時間がないので、警察関係ですが、犯罪被害者支援条例改正に伴って見舞金の創設ということで、本当にありがとうございます。三十万円、十万円ということで、これも大きな一歩であるなど。昨年条例改正させていただいて本当によかったなというふうに思います。超党派でさせていただきましたが、心から感謝申し上げます。また、特殊詐欺、これが大変増えている中、一時接触が固定電話である部分に関しては、半分ぐらいに減らせているということです。大きな実績が上がっている事業ですので、九百件と言わずもつと増やしていただきますように、県民の安全を守り財産を守るために、よろしく願ひいたします。

以上です。ありがとうございます。